

静岡県告示第343号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年3月30日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|--------|--|-----------|
| 修善寺戸田線 | 沼津市戸田字中島上873番の28から 沼津市戸田字中島上876番の10まで | 令和3年3月30日 |

=====

静岡県告示第344号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年3月30日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-------|---|-----------|
| 藤枝天竜線 | 島田市川根町笹間下字ナギ川原315番の5から 島田市川根町笹間下字新林19番の7まで | 令和3年3月30日 |

=====

静岡県告示第345号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年3月30日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|------|-------------------|-----------|
| 焼津森線 | 島田市大代字大墓瀬1029番の15 | 令和3年3月30日 |

=====

静岡県告示第346号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年3月30日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|---------|--------------------------------------|-----------|
| 伊久美元島田線 | 島田市大草字天王前1番の4から 島田市落合字楠ヶ谷386番の6まで | 令和3年3月30日 |